



平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会社名 新京成電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 片岡 遼一
(コード番号 9014 東証第1部)
問合せ先 総務人事部 総務課
課長 佐々木 亨
(Tel. 047-389-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 91 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 当社の公告の方法を、公示機能として優れ公告コストの削減効果が見込める電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の措置を明確にするため、現行定款第 5 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 決済合理化法の施行に伴い、当社定款規定のうち株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日 (予定)

以上

定 款 (案)

別紙 1

(下線部分は変更箇所)

現 行	新 規 則
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 9 条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 1 0 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〈 (省 略) 〉 (4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 1 1 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 2 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、届け出の受理、その</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〈 (現行どおり) 〉 (4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株主名簿並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>

現 行	新 規 則
<p>他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条</u> 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び買増し、届け出の受理、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会が定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p> <p><u>第50条</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会が定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第13条</u> (現 行 ど お り)</p> <p><u>第49条</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社において取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条</u> 附則第1条から本条の規定は、平成 22 年1月6日をもって、これを削除する。</p>